

令和 6 年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

令和 7 年 2 月
八戸市包括外部監査人
公認会計士 鈴木 崇大

包括外部監査の結果及び意見の概要

第1. 監査の結果及び意見の総括

『指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について』について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。

結果、【結果】38件、【意見】34件が検出された。続く「第2. 監査の結果及び意見の概要」にて、個別に監査結果及び意見の概要を記載する。

【表 結果及び意見総括】

(単位：件)

区分	結果	意見
第1. 市の指定管理者制度に関連する全般事項	0	2
第2. 監査対象施設 個別事項		
1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	2	4
2. こどもの国/八戸植物公園	6	2
3. 総合福祉会館	1	0
4. 斎場	0	1
5. 多賀多目的運動場	4	4
6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	3	0
7. 水産科学館	3	4
8. 館鼻公園/みなと体験学習館	4	1
9. 中央駐車場	1	0
10. 福祉公民館/福祉体育館	1	1
11. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	2	1
12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	1	2
13. 水産会館	1	1
14. 島守田園空間博物館施設/南郷農産物直売所	3	4
15. 身体障害者更生館	2	0
16. 更上閣	2	3
17. 市民の森不習岳	2	4
合計	38	34

※ 報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載している。【結果】は、今後、措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること（法令、

条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【結果】として記載している。また、【意見】は【結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第2. 監査の結果及び意見の概要

監査結果及び意見の概要は下表のとおりである。

なお、表中の「重要度」に「○」が付されている結果及び意見は、合規性の観点から誤謬等の影響が大きいと監査人が判断した事項、若しくは有効性・効率性・経済性・透明性確保の観点から措置による市及び市民へのメリットが大きいと監査人が判断した事項である。特に迅速かつ適切に対応されることを望む。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
1	第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項	○	【意見1】指定管理者の収支計画書における利益の設定について	今後も継続的に指定管理者制度を維持することや、応募者数を増やすことでサービス品質の向上を図るためには、収支均衡ベースの予算を基本とする現状の運用を抜本的に変更し、指定管理者に明確なインセンティブを与える必要がある。具体例としては、市の設定する指定管理料基準額に、指定管理業務から発生する適正利益を精緻に見積もったうえで算入するとともに、収支計画書を収支均衡ベースではなく指定管理者が確保したい利益水準を明確に記載してもらい、その利益水準を市が評価のうえ指定管理者の選定を実施、利益が実際に生じた場合には計画利益水準までは指定管理者に帰属させ、計画利益水準を上回った部分については経営努力認定を市が行い、必要に応じて精算するといった形が民間事業者の一般的な考え方に沿っており健全であろうと考えられる。
2	第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項		【意見2】条件達成に伴う報奨金制度について	自己の経営努力によって収入を増加させることが難しい指定管理施設においては、利益の源泉は自己の経費削減のみとなり、施設の利用者が増加したとしても収入が増えないばかりかコスト（変動費）が追加発生するため、収支構造のみに着目した場合に、利用者増加に対して逆のインセンティブが働いているとも言える。このような施設を運営する指定管理者へは、市に帰属する使用料収入が一定基準を上回った場合等の一定条件の達成時に報奨金を支払う制度の導入等により、指定管理者に多角的なインセンティブを付与することを（ペナルティの併用も含め）検討してほしい。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
3	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール		【結果1】備品台帳上の在庫数量と現物数量の相違について	指定管理施設に所在する備品について、備品台帳上の数量と、実際の数量が異なるものがあった。市は正確な備品在庫の把握を行うべきである。
4	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール		【結果2】自主事業の把握漏れについて	市は自主事業のうち、自動販売機収入の金額を把握していなかった。自主事業として自動販売機を設置する場合には、事前に市が承認し、収支計画書や収支報告書に含めることが求められる。ところが令和5年度の収支計画書、及び収支報告書において自動販売機設置より指定管理者が得られる収入金額については含まれておらず、市は十分に把握できていなかった。自主事業の収支計画書及び収支報告書の内訳として自動販売機収入を明記することが必要である。
5	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール		【意見3】公民館小ホールの利用率向上（営利利用を可とする運用）について	公民館小ホールを公会堂へ移管し社会教育法の適用外として、プロのアーティスト等の営利利用も可能とすることで、小ホールの利用率の向上や、広い用途にて市民が文化芸術に触れる機会の拡大が図られる可能性がある。将来的に費用対効果を検討のうえ移管の検討を求めたい。
6	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	○	【意見4】受託者に利益が生じ得ない委託契約について	市と指定管理者は、指定管理業務とは別に、市が主催する年数回の公会堂文化事業（市民参加、人材育成、鑑賞を目的とした事業）にかかる委託契約を締結しているが、当委託業務から結果として受託者（指定管理者）に利益が生じない契約内容となっている。受託者への適切な動機付け（高品質な業務を実施してもらうこと）等の観点から、受託者の経営努力による利益部分については受託者に帰属させることを検討されたい。
7	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール		【意見5】指定管理者利用時の南郷文化ホール使用料の減免取扱いについて	指定管理者が主催となり自主事業を行う際のホール使用料の減免の取扱いについて、公会堂及び八戸市公民館の使用時は利用料金の全額を減免するとしているが、南郷文化ホールを指定管理者が使用する際の減免に関する取扱いは規定されていない。指定管理者による南郷文化ホールにおける自主事業実施に対する意欲の妨げになりかねないため、減免制度導入について検討されたい。
8	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール		【意見6】収支報告書の人件費にかかる適切な把握について	公会堂、公民館、南郷文化ホールの収支報告書において、市は3施設全体の人件費を把握するにとどまり、施設毎の人件費は把握していない。市は指定管理者に対し、人件費の施設毎の適切な割り付けを指導し、施設毎の人件費を把握することが望まれる。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
9	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果3】備品台帳（備品カード）及び備品シールの貼付について	備品を廃棄したにも関わらず、備品台帳（備品カード）において廃棄の処理がとられていないものが多数存在した。また、移動したにも関わらず、備品台帳（備品カード）に反映されていないものがあった。適切な備品管理の徹底を求める。
10	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果4】備品一覧表が更新されておらず実態と相違している	包括協定書において定めている備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表において、既に廃棄していると思われる備品が記載されていた事案、備品一覧表に記載されていない備品が実在している事案が散見された。適切な備品一覧表の更新が必要である。
11	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果5】修繕料実績報告書の記載誤りについて	年度協定書に基づき指定管理者から市に提出された令和4年度修繕料実績報告書の「修繕料実施済額」が60千円過大であった。修繕料実績報告書は、協定書や業務基準書に基づいて指定期間の最終年度で精算を行う事務を行う上で重要な資料である。市には正確な修繕料実績報告書の入手が求められている。
12	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果6】植物園駐車場の駐車台数に関するHP上の表示について	植物園駐車場の駐車台数について、市のウェブサイトでは「普通車53台」と記載されていたが、実際は「普通車69台」とするのが正しかった。ウェブサイトには、正確な情報を記載する必要がある。
13	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果7】経費の計上もれ（謝礼の源泉所得税）について	指定管理者から市に報告された収支報告書において、経費4千円が過少となっていた。市は、指定管理業務にて生じた経費を漏れなく記帳するよう指定管理者を指導し、適切な報告を受けることが必要である。
14	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【結果8】支出の根拠資料がない経費について	指定管理業務にかかる一般管理費が、指定管理者の会計帳簿記載額と、市へ提出された月次報告書記載金額の間で9千円相違していた。差額の内容は不明である。市は、支出した経費について計上根拠資料を適切に保管するよう指定管理者を指導されたい。
15	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【意見7】利用料金収入額に関する内訳情報の報告が不足している	包括協定書では、利用料金収入の内訳に関する指定管理者から市への報告を求めているが、内訳情報が市へ報告されていない。市は利用料金収入の内訳報告を入手することが望ましい。
16	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園		【意見8】予算及び決算における消費税の取扱いについて	指定管理者募集における申請書等様式集にある収支計画書には消費税の項目がなく、収支を消費税込みにて記載するよう求めているが、指定管理者は、指定管理者選定の申請から各年度の予算及び決算においても一貫して支出の一項目として「未払消費税」を計上しており、記載要領等との間で矛盾が生じているように見える。消費税の項目を表示しないよう改めることが望ましい。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
17	第2. 3. 総合福祉会館		【結果9】令和5年度 収支決算書の作成について	指定管理者から市に提出された収支報告書に「電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 1,534 千円」が収入予算欄に記載されている。当補助金収入は収入予算として設定をしていなかった項目であるため、収支報告書の予算欄へ記載することは正しくない。結果として、誤った収支報告書を市は収受している。指定管理者に適正な収支報告書を作成・提出するよう指導し、正確な収支報告を受けることが必要である。
18	第2. 4. 斎場	○	【意見9】火葬料有料化について	斎場の火葬料は市民利用時には無料となる。火葬を行うためのコストは遺族（又は死亡者本人）が負担すべきか、あるいは公費でまかなうか、その受益者負担の考え方についての議論（火葬料有料化の議論）が全国的に活発化しつつあるが、他自治体事例や現状の財政等を考慮した場合に、市においても有料化へ向けた検討が必要と考える。なお、有料化にあたっては、市民の意見を広く聴取することや、きめ細やかな減免制度の創設等の対応も必要である。
19	第2. 5. 多賀多目的運動場		【結果10】事業計画書における記載もれについて	指定管理者が作成する事業計画書において、包括協定書が求める再委託業務実施計画の記載がない。市は、事業計画等の承認にあたっては包括協定書の定めに照らして内容を吟味し、記載もれがあった場合には指定管理者に対して再提出を要請する必要がある。
20	第2. 5. 多賀多目的運動場		【結果11】モニタリングの有効性について	令和5年度指定管理者年度総合評価表において「毎月の月例報告、年1回の事業実績及び年間事業計画が遅滞なく提出され、内容も適切であった。」と評価しているが、【結果10】【意見10】【意見11】に記載したとおり、包括外部監査の視点から内容が適切とは言えない状況であった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。
21	第2. 5. 多賀多目的運動場		【結果12】指定管理者の付保する保険について	指定管理者の自動車の任意保険について、包括協定書では車両保険 90 万円以上の付保が要求されているが、実際の保険契約では車両保険 55 万円となっていた。市は、指定管理者から提出される保険証券の写しについて包括協定書の要件を満たしているか確認する必要がある。なお、実務上 90 万円までは必要でなく 55 万円で問題ないと判断される場合には、55 万円の付保を承認するための起案を決裁するか、包括協定書の改訂を行うべきである。
22	第2. 5. 多賀多目的運動場		【結果13】指定管理者の使用する領収印について	多賀多目的運動場は利用料金制を採用しており、入場料収入は指定管理者の収入となる。指定管理者が施設の利用者に対して発行する領収証に日付入りの領収印が押印されているが、当該印章は「八戸市公金徴収受託者」というものであった。これでは、利用

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
				料金が市の歳入であるという誤解を招きかねない。多賀多目的運動場が指定管理に移行する以前から使われていた印章である可能性が高いが「八戸市公金徴収受託者」の印章の使用はやめて指定管理者の適切な印章を使用しなければならない。
23	第2. 5. 多賀多目的運動場		【意見10】点検等管理業務の計画における記載が不十分であることについて	指定管理者が市に提出する事業計画書中の施設管理業務一覧表において、業務内容・仕様・設備毎のメンテナンス実施頻度が記載されているが「随時」「適宜」といった文言が多い。「随時」「適宜」とする場合には、実施すべき点検維持管理の頻度が曖昧となり、本来実施すべき点検維持管理がなされなかったとしても、その事実が顕在化しないリスクがある。最低限の実施頻度の設定は必要であり、それが年1回なのか月1回なのか、あるいは使用の都度なのかといった点について具体性をもって明らかにすることが必要である。
24	第2. 5. 多賀多目的運動場		【意見11】事業報告書における記載が不十分であることについて	市に提出された事業報告書を閲覧したところ、施設の維持管理に関して猛暑による天然芝球技場の芝生の夏枯れについての記述のみで、施設及び設備の維持管理報告についての他の記載は一切なかった。【意見10】に記載したとおり施設管理業務一覧表において維持管理業務計画の記載の充実を図るとともに、それと整合するよう詳細な事業報告書を提出するよう、市は指定管理者に要請する必要がある。
25	第2. 5. 多賀多目的運動場		【意見12】人件費の内訳について	指定管理者から市に提出される収支予算書、収支報告書における人件費の計上が、厚生費（社会保険料）は年金事務所に納付する金額、給料等及び諸手当は従業員の手取り額となっている。一般的な会計慣行としては、厚生費（社会保険料）は社会保険料のうち雇用主負担分のみを計上し、給料等及び諸手当は総支給額（額面額）を計上することが通常である。比較可能性等を担保するためにも、市は一般的な会計慣行に基づいた収支報告を受けることが望ましい。
26	第2. 5. 多賀多目的運動場		【意見13】指定管理業務に関係のない備品の管理について	包括協定書において定める備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表に、「たためる畳」（数量：30）が記載されている。当備品は施設の防災備蓄倉庫にて保管され、市の災害対策課が所管しており、自主事業を含めて指定管理業務には全く使用していないとのことであった。指定管理業務に関係のない備品について備品一覧表に掲載されていることは指定管理者に必要な現物管理業務を負わせることになりかねない。市は、必要に応じて当該備品の所管換え等の手続きを検討されたい。
27	第2. 6. 老人いこいの家（5館）/老		【結果14】収支計画書の記載漏れ	市は収支計画書に「使用料収入の目標額」を記載することを求めているが、指定管理者から提出された収支計画書では「使用料収入の目標額」の項目が削除されていた。指定管理者制度の目的の

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
	人福祉センター馬淵荘			達成にあたっては「使用料収入の目標額」は重要な意味を持つものとする。市は、申請書類の受理の際、重要な情報が欠落していないか、十分な確認を行うことが必要である。
28	第2. 6. 老人いこいの家(5館)/老人福祉センター馬淵荘		【結果15】収支報告における経費の検証不足	指定管理者から提出された収支報告において、通信費 46 千円の計上漏れがあった。市はモニタリングを通して費用の計上漏れがないことを確認すべきである。
29	第2. 6. 老人いこいの家(5館)/老人福祉センター馬淵荘		【結果16】備品シールの未貼付	財務規則が求める備品管理シールが貼付されておらず、備品台帳との照合が困難な備品が複数あった。市は適切な備品管理を行うべきである。
30	第2. 7. 水産科学館	○	【結果17】動物愛護及び管理に関する法律の違反について	マリエントではウミガメの展示を行っているため、動物愛護法第10条に基づき、第一種動物取扱業の登録を受ける必要があるが、令和2年10月15日以降無登録となっていた。なお、動物愛護法では、動物取扱業の無登録営業について罰則(100万円以下の罰金)が設けられており、また、動物愛護法第22条第3項に定める、登録事業者が動物取扱責任者に受講させるべき動物取扱責任者研修については、令和2年度以降、第一種動物取扱業無登録だったため、同法第22条第1項に定める動物取扱責任者が選任されておらず、できていない。市及び指定管理者は、監査期間中に速やかに第一種動物取扱業登録を行ったが、マリエントの指定管理上、動物愛護法を遵守すべきことは基本的事項である。所管課は指定管理者の法令遵守の状況についての的確に把握し、違反のないよう指導しなければならない。
31	第2. 7. 水産科学館		【結果18】包括協定書等における関係法令等の定めについて	包括協定書別記1において関係法令等の遵守について定めているが、別記1には動物愛護法が含まれていない。包括協定書別記1に動物愛護法の遵守も明記する必要がある。
32	第2. 7. 水産科学館		【結果19】モニタリングの有効性について	令和5年度指定管理者年度総合評価表において「関係法令を遵守していると認められた。」「従事者の教育や研修が非常によく行われていた。」との評価がなされているが、【結果17】に記載したとおり、動物愛護法に違反しており、動物取扱責任者研修を受講していなかった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
33	第2. 7. 水産科学館		【意見14】「展示魚類一覧表」について	施設設置者である市は、マリエントにおける展示魚類の魚種・数量等について適時、的確に把握しておく必要があると考えられるが、現状では展示魚種の具体的な報告を受けていない。市は展示魚種にかかる報告を受けることが必要である。
34	第2. 7. 水産科学館		【意見15】帰属の不明な物品について	包括協定書において定める備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表に掲載がない動物のはく製等が存在した。一見して古いものもあり、過去に寄贈されたものと推測されるところであった。現状、寄贈を受ける場合には基本的に市への寄附とし、生体のみ指定管理者への寄附としているとのことであるが、過去に寄贈されたものについても、可能な限り経緯を調査して、帰属先を明確にしておくことが望ましい。指定管理者に寄附されたものであれば、指定管理者の交代に伴って引き揚げられることも考慮に入れて検討されたい。
35	第2. 7. 水産科学館		【意見16】備品の現物確認とその報告体制について	指定管理者においては毎年備品一覧表に基づき現物の確認を行っているとのことであったが、その記録が残されておらず、市への報告もなされていない。現物確認とその報告は備品管理の基本的業務であるので、市はその記録を年度の事業報告書に含めて報告するよう、指定管理者に要請すべきである。
36	第2. 7. 水産科学館		【意見17】Eメール、HP等による利用受付について	マリエント内の展示ホール等の利用を希望する場合には、利用申請書を記入し、マリエント事務局に提出することになるが、提出方法は持参・FAX・郵送に限定されている。利便性向上の観点から、Eメール、HPのフォーム、またはLINE等のSNSによる申請書提出を可能とする運用変更が望まれる。
37	第2. 8. 館鼻公園/みなと体験学習館		【結果20】備品の管理について	備品台帳（備品カード）、包括協定書で規定する指定管理者への備品貸与リスト、現物の間で、不整合がある備品が散見された。備品の取得・廃棄に基づく備品台帳（備品カード）の適切な作成及び不用決裁処理や、備品台帳（備品カード）に基づいた適切な備品貸与リストの作成、さらに市及び指定管理者における定期的な現物確認を実施することが必要である。
38	第2. 8. 館鼻公園/みなと体験学習館		【結果21】指定管理事業に関係のない支出が計上されていた	指定管理者から市へ提出される収支報告書において、本来は含めるべきではない支出（自主事業の講師を依頼している企業との懇親会費用 48 千円）が含まれていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。
39	第2. 8. 館鼻公園/みなと体験学習館		【結果22】月次の収支実績書合計と年度の事業報告書に科目の入り繰りがあった	指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計（12 か月分）と年度の収支報告書において、108 千円の科目間の相違があった。結果的に年度の収支報告書が誤っており、市は正確な収支報告書を入手する必要がある。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
40	第2. 8. 館 鼻公園/みな と体験学習 館		【結果23】人件 費の集計に誤 りがあった(11 月分)	指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計(12 か月分) 及び年度収支報告書において、給料の実績額が 23,485 円 過大に計上されていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。
41	第2. 8. 館 鼻公園/みな と体験学習 館		【意見18】一般 管理費に計上 されている本 社費相当額に ついて	指定管理者が市に提出している年度の収支報告書において、一般管理費に、月額 20 万円(年額 240 万円)の本社費が計上されている。指定管理事業を運営する上で、本社費が発生することについては疑いようがなく、合理的な根拠をもって本社費は計上されるべきであるが、その根拠が市に示されていない状況にあった。収支報告書の支出に、その発生額を客観的に検証可能でない経費の計上を認めるべきではない。
42	第2. 9. 中 央駐車場		【結果24】指定 管理業務の収 入と支出が一 体となった収 支報告書を要 求していない	指定管理者は、申請時や年度計画においては収入と支出が一体となった収支計画書を作成し、市に提出している。一方で、年度の実績報告としては、支出の明細のみが市へ提出されており、収入と支出が一体となった収支報告書は市に提出されていない。市は指定管理者から、指定管理業務から生じた収入にかかる報告を受けていないこととなる。市は収支一体となった収支報告書を入手すべきである。
43	第2. 10. 福祉公民館/ 福祉体育館		【結果25】消火 器の管理方法 について	福祉体育館に所在する消火器について、備品として台帳登録しているものもあれば、備品台帳に計上されていないものもあった。消火器を備品として管理するのか現場・所管課において統一した方針がない。消火器は消防法に基づく検査を受ける必要があり、消防設備点検業務における「消火器維持台帳」も存在するため、備品として管理することは通常あまり想定されない。市は、消火器の管理について方針を定める必要がある。
44	第2. 10. 福祉公民館/ 福祉体育館		【意見19】前受 金額の妥当性 の検証につい て	指定管理者から市に提出される事業報告書における「入金額」と「利用金額」との間で差額 233 千円の差異が発生しているが、差異の要因は前受金を受領していることにある。市が前受金額の妥当性を確認することは、年度に帰属する正確な使用料金を認識するためにも重要な事項である。この点、市は、月例報告書提出時に添付資料として使用料徴収簿を提出させて、前受分の使用料を確認しているとのことであるが、この方法では前受金の妥当性を検証した証跡・資料が残されていない。前受金の一覧表を添付資料として指定管理者に提出させ、この資料をもって前受金額の妥当性を確認するとともに、保存する方法の採用が効率的かつ効果的と考える。
45	第2. 11. 東霊園/西霊 園/南郷中央 霊園		【結果26】貸与 備品の管理に ついて	市から指定管理者へ無償貸与する備品を示す「備品一覧表」のうち「No.13 ブロック案内板」の個数が7個と記載されていたものの実際には 14 個あり、個数の記載が相違していた。また、備品の現物の中には実際には使用していない又は使用できないもの

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
				も散見された。例えば、「No.3 ベンチ（名入り）」のうち1個は背もたれの部分が破損しており使用可能性のない状況であり廃棄されるべきである。市は適切な備品管理を行わなければならない。
46	第2. 1 1. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園		【結果 27】モニタリング制度の有用な運営について	市が行う指定管理施設のモニタリングにおける評価項目として「苦情・要望等への対応」があり、令和5年度において市は「苦情・要望等はなかった。」と評価している。しかし、実際には令和5年度においては2件、霊園利用者その他から指定管理者に向けた苦情、要望等が寄せられており、指定管理者においては市にもそれに合わせ相談を行い、適切に対応している状況であった。よって、正確には「苦情・要望等に対し、適切に対応していた。」と評価するべきである。市は指定管理者の年間の業務遂行を適切に評価し、指定管理者の評価の実態を公開する必要がある。
47	第2. 1 1. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	○	【意見 20】市営霊園の今後のあり方について	高齢化社会・人口減少が止まらない現状において、承継者不在による無縁墓（管理する親族がいなくなった墓）の増加が社会問題となっており、市においても中長期にわたり承継者が見つからないケースが存在している。今後、無縁墓の使用許可取消・改葬を市が主導して行わない限り、市が半永久的に維持管理コストを負担せざるを得ない事態も想定され、このことは、本来受益者が負担すべき維持管理料を公費で負担し続けることを意味し、公平性が著しく害されている。墓地の承継者不在・無縁化は今後増加することが想定され、市主導による使用許可の取消しや改葬等を現実的に検討する段階にある。また、墓地が承継者不在・無縁化となる前段階において「墓仕舞い」を市が勧奨することも効果的と考える。
48	第2. 1 2. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設		【結果 28】貸与備品の管理について	市が無償貸与する備品の一覧である「備品一覧表」に記載されている個数と実在個数が一致していない備品、廃棄済であるにも関わらず「備品一覧表」に記載され続けている備品が散見された。また、財務規則が求める備品管理シールが剥落しているケースも多く見られた。市は適切な備品管理を行うべきである。
49	第2. 1 2. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設		【意見 21】ホームページ情報の有効な運用について	施設の予約は電話か施設への直接の来館でのみ受け付けており、ホームページ上から予約を行うこと、予約状況を確認することはできない。しかし、ホームページ上に、希望月を選択し予約ができる（または予約を確認できる）と誤認させるような記載があった。市は、適時適切な情報の公表に努めなければならない。
50	第2. 1 2. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設		【意見 22】施設使用料の公表に関して	八戸市職業訓練センター条例では「第2教室」「第4教室」「第5教室」の使用料を定めているが、ホームページ上の施設使用料に係る情報には同教室の施設使用料に関する記載はない。これは、セキュリティ上の問題等から同教室の貸館利用に困難性が伴うため料金を明示していないとのことである。この点、市の条例

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
				上使用料の定めがあり、その使用料は市の歳入になる以上、市民に貸し出す機会を指定管理者の独断で逸するのは望ましくない。例えば、ホームページに使用料を記載した上で一般市民に貸し出すには条件や制限がある等を付記することで、原則的には使用が困難である旨を周知する等して条例との齟齬を解消することが望ましい。またそれに付随して、それらの教室を用いた一般市民への有用な運用方法を考えていく必要がある。
51	第2. 1 3. 水産会館		【結果29】ホームページにおける利用料金区分の掲載誤りについて	小研修室・大研修室の利用料金は、水産会館ホームページ上では「4時間まで」「4時間以上」という区分で料金が変わる旨が掲載されている。一方で、水産総合管理センター条例の「別表 利用料金の上限額」では「4時間以下」「4時間超」という区分にて料金が変わる旨が規定されており、結果としてホームページの記載が誤っている。ホームページを閲覧する利用者の誤解を招かないためにも、市は正確な掲載を行わなければならない。
52	第2. 1 3. 水産会館		【意見23】自主事業収支報告書へ再委託先の収支を含める運用について	指定管理者は、自主事業として再委託により会館内で食堂を営んでいるが、再委託先に帰属する食堂事業収支を、市に提出する収支報告書に含めている状況にあった。この点、再委託先の収支はあくまでも外部業者に帰属する収支であること、再委託先の収支までは市の調査等の権限は及ばないこと等からも収支報告書には再委託先の収支を含めるべきではないと考える。
53	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【結果30】収支報告書上の人件費支出の過大計上について	指定管理者は、社会保険料として支払った額の全てを人件費（福利費）として認識しており、これを要因として、指定管理者から市へ提出された令和5年度の収支報告書において、約800千円の人件費が過大計上されている。市は、正しい収支報告状況入手する必要がある。
54	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【結果31】備品台帳と無償貸与備品一覧表の不整合について	備品「エアコン 三菱電機(株) PCZ-ERMP160KZ 2台 取得額1,232,000円」について市の備品台帳には登録されているが、指定管理者と市の間で締結した協定書における無償貸与備品一覧表には記録がない。今後、指定管理者へ無償貸与する物品を漏れなく協定書に記載し、市および指定管理者の両者の明確な合意をもって適切に管理をすることを求めたい。
55	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【結果32】備品標識の貼付漏れについて	財務規則が求める備品管理シールが貼付されておらず、備品台帳との照合が困難な備品が複数あった。市は適切な備品管理を行うべきである。
56	第2. 1 4. 島守田園空		【意見24】館のやかたの利用	館のやかたの令和5年度の利用率は、8.0%と低迷している。実地調査したところ、施設全般として清潔・安全に保たれており、適

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
	間博物館施設及び南郷農産物直売所		率向上への取り組みについて	切にメンテナンスされている状況が示唆された。また、室内の囲炉裏や茅葺屋根、広い和室、土間等からは和の趣が感じられ、施設から島守盆地を見下ろす景色も壮観である。市および指定管理者においては、利用率向上施策、有効活用施策の検討及び実施が求められている。都市圏居住者や外国人のなかには、囲炉裏で暖を取ることや、縁側で一服すること等の古民家体験に憧れを持つ者も一定程度存在すると思われ、当施設を利用した観光客向けの取組も一つの方向性かもしれない。
57	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【意見 25】苦情受付書の対応・顛末の文書化について	顧客から受け付けた苦情への対応・顛末について、苦情受付書に記載されていない事案や、そもそも苦情受付書を作成していない事案が散見された。苦情の処理漏れを防ぐことや、苦情への対応状況を後日適切に説明するための内部資料として、また、後任者への引継ぎ書類として、苦情に対する顛末は文書化され、共有されるべきである。
58	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【意見 26】情報館・館のやかたの休館日に関する申請要項の記載について	指定管理者の選定事務において、市は指定管理者候補者に申請要項を開示しており、その申請要項では月曜日のみを休館日とする旨が記載されている。しかし、条例規則では、原則として月曜日及び土曜日を休館日として設定しているため、申請要項の記載は誤っている。応募者に誤解を与える可能性もあるため、次回選定時には修正することが望まれる。なお、この誤謬が発生した背景には、過去より指定管理者はサービス向上を意図し土曜日の開館を継続しているため、申請要項に現状の記載がなされたものとも思料される。この点、当施設は観光施設としての側面も強いいため、土曜日に開館することには大きな意義があるものと考えられる。今後、実際の開館日に併せて土曜日を原則的に開館日とする条例規則の改正も必要かもしれない。
59	第2. 1 4. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所		【意見 27】内部取引を補助対象経費に含めることについて	市は、指定管理者の自主事業等を支援するために補助金を交付している。この補助金申請において、指定管理者は、補助対象経費として自己の店舗で、自己が保有する棚卸資産を購入したとするレシートを根拠に、当該金額を補助対象経費として市へ申請している。本来、補助対象経費は外部に支払った実支出額であるべきであり、当事例のような指定管理者内部において購入したものは補助対象経費として認識すべきではない。なお、当該支出を補助対象経費に加えなくとも、補助金の額に変更はない。
60	第2. 1 5. 身体障害者更生館		【結果 33】貸与備品の管理について	市から指定管理者へ無償貸与する備品を示す「備品一覧表」のうち「No.1 アルミショーケース」について個数が2台と記載されているものの、実際には現場には1台のみ存在していた。また「No.35 シューズボックス」「No.45 テレビ」については、既に現場では使用できない状況となっており、施設の隅の方に残置

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
				されている状況であったため、速やかに返還又は処分の手続をとる必要がある。市は適切な備品管理を行わなければならない。
61	第2. 1 5. 身体障害者 更生館		【結果34】収支 報告書に未計 上の費用につ いて	指定管理者から市へ提出された収支報告書において、人件費 664 千円が過少計上となっていた。要因は、指定管理者側における収支均衡への意識の強さによるものであり、物価上昇、人件費高騰の煽りを受け収支が悪化した結果、成り行きでは赤字（支出超過）となるため人件費を過少計上したものと推察される。市は、正しい収支報告状況入手する必要がある。
62	第2. 1 6. 更上閣		【結果35】備品 一覧表の適時 更新について	包括協定書において定めている備品管理の対象となる（市からの無償貸与と備品を定める）備品一覧表に、市の備品台帳に計上されている複数の備品が記載されていなかった。適切な備品一覧表の更新が必要である。
63	第2. 1 6. 更上閣	○	【結果36】営利 を目的として 使用する場合 の使用料につ いて	更上閣を「専ら営利を目的として使用する場合」には通常の 1.5 倍の使用料を徴収することが条例で定められているが、ウェディングフォト等の撮影での使用時に営利使用に該当しないとして、通常の単価で料金を徴収していた。ウェディングフォト等の撮影は専門業者によってプロのカメラマンが行ったり、結婚式場のフォトプランに含まれたりするものであり一般的には「専ら営利を目的として使用する場合」に該当する。現状の運用では、ウェディングフォトに限らず他にも、営利目的での使用について物販でないとの理由で別表の単価のままの金額を徴収してしまっている可能性がある。所管課は「専ら営利を目的として使用する場合」につき物販に限定されないことを指定管理者と十分に確認する必要がある。
64	第2. 1 6. 更上閣		【意見28】中庭 の管理につい て	更上閣 1 階にある中庭は回廊で囲まれ、前庭とは隔てられている。前庭が樹木の剪定等、良好な状態を保つよう手入れされているのに対し、中庭については特段の植栽や庭石もなく、雑草が生えている状態である。回廊を通る利用者の目から見て理想的とは言い難い。 八戸市美術館に野外彫刻の収蔵品があればそれを展示する、草花を植える等の様々な方法を検討されたい。
65	第2. 1 6. 更上閣		【意見29】バリ アフリー化へ の対応につい て	集会場としての更上閣は和室のみであるが、利用者から希望された場合には椅子の貸出しを行っている。畳を長持ちさせることと利用者の便宜の両立を図るため、椅子に保護材を取り付けること、椅子と畳の間に敷く保護マットを備えること等の対応を図ることが望ましい。
66	第2. 1 6. 更上閣		【意見30】建物 の特性に応じ た保守計画の 策定について	更上閣は築 100 年以上経過する純和風建築であって、RC 造のような近代建築とは異なる保守が必要となる。例えば畳換え（表換え、裏返し等）及び障子の張替え等は定期的に行ってこそ良好な状態を保つことが可能となる。また、雨戸や屋根瓦、雨樋の保守

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
				も必要であろう。小規模修繕とは別に、和風建築の特性に応じて保守計画を策定することが望ましい。
67	第2. 17. 市民の森不習岳		【結果37】根拠資料が保管されていない支出があった	指定管理者の会計帳簿に計上されている会議費支出 10 千円について、領収書等の支出の根拠資料が保管されていない状況にあった。指定管理に係る支出については、もれなく適切に根拠資料を保管することが必要である。
68	第2. 17. 市民の森不習岳		【結果38】自主事業を行うための経費が指定管理業務の収支報告書に含まれている	自主事業を行うための経費である行政財産使用料支出 24 千円が、指定管理業務に係る収支報告書に含まれている。自主事業に係る経費に関しては、指定管理業務に係る収支報告書ではなく、自主事業に係る収支報告書に計上する必要がある。
69	第2. 17. 市民の森不習岳		【意見31】指定管理者年度総合評価表における記載もれについて	包括協定書にて指定管理者が加入すべき保険内容が定められており、市はモニタリングで保険加入状況等を確認し、指定管理者年度総合評価に結果を記載する運用となっている。しかし、年度総合評価表に保険に関する評価項目はなかった。市は、年度総合評価表において保険加入を確認した証跡を文書として残すことが望まれる。
70	第2. 17. 市民の森不習岳		【意見32】修繕実績報告書における記載もれについて	市は、指定管理期間の最終年度の精算時に修繕費の実績額が予算額を超過する場合には、修繕実績報告書において超過額が「指定管理者負担による」旨を記載することを求めている。指定管理者から提出された令和5年度修繕実績報告では、修繕費の予算超過額(10千円)があったにも関わらず「指定管理者負担による」旨が記載されていなかった。この記載が求められている趣旨は、協定書において指定金額を超える修繕は市の負担と定めているところ、例外的に指定管理者の負担によって予算を超える額の修繕も可能となるものであり、協定書に反して予算超過額を指定管理者が負担する意思を確認することが重要であるためと考えられる。市は指定管理者に対し、修繕実績報告書において修繕料予算の超過額が「指定管理者負担による」旨を記載するよう適切に指導することが必要である。
71	第2. 17. 市民の森不習岳		【意見33】自主事業の収支について	市に報告された自主事業の収支は令和元年度～令和5年度指定管理期間において、令和2年度を除いてゼロとなっているが、実態としては、実質的な赤字分を収入に「自己負担」や「不足分補てん」という項目として追加することにより収入と支出を一致させているため、結果として収支がゼロになっている状況である。自主事業の収支実態を示すため、指定管理者において赤字補てんによる表示をやめるとともに、市において赤字を認識し、状況の改善に向けて市及び指定管理者にて協議を実施することが望ましい。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	重要度	結果・意見	概要
72	第2. 17. 市民の森不 習岳		【意見34】収支 報告書に収支 差額欄がなか った	令和4年度及び令和5年度の指定管理業務に係る収支報告書を閲 覧したところ、収入から支出を差し引いた収支差額欄がなく、収 支差額の金額を一見して把握することができなかった。収支報告 書において、収支差額欄を省略しないよう、市から指定管理者に 対して適切に指導することが望ましい。